

## 食品安全情報（化学物質） No. 13/ 2018 (2018. 06. 20)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

### <注目記事>

#### 【CFIA】 食品の安全性を高めてより多くの貿易の機会を創出する

2018年6月18日、カナダ国民のための食品安全規則（Safe Food for Canadians Regulations: SFCR）の最終版がカナダ官報第II部(CGII)に公表された。新規則は2019年1月15日に発効となる。SFCRは、食品安全へのリスクの予防を特に重視することで国民を保護するものとなる。新規則は、国際的な食品安全基準にも整合しており、カナダの食品安全システムを強固にし、業界の革新を呼び起こし、カナダの食品が海外（輸出）市場に参入する大きな機会を創出する。

\*ポイント： 米国や豪州、ニュージーランドに続き、カナダでも食品安全に関する制度が全面的に改正されました。ポイントは、予防的な管理に重点を置いていることと、これまでの食品に関する14規則が廃止されて新規則に統一されることです。統一される規則には、カナダらしく、メープル製品規則やアイスワイン規則もあります。カナダ食品検査庁（CFIA）は、新規則によるベネフィットとして、より安全な食品が流通する、予防に焦点をあて安全でない食品を標的にできる、健康や安全面でリスクのある行為には罰則を強化する、食品の輸入をより良く管理できる、安全でない食品をより迅速に回収して除くことができる、などと述べています。

#### 【CFIA】 アルバータでの遺伝子組換え除草剤耐性小麦の検出についてのCFIAの声明

アルバータ南部で遺伝子組換え（GM）小麦が見つかったことについて、CFIAが声明を発表した。アルバータへの道路で発見された数本の小麦をCFIAが検査した結果、除草剤耐性で遺伝子改変されていることが確認された。カナダではGM小麦は認可されていないため、関係者と協力して情報を収集している。発見された場所での孤発事例以外にGM小麦が存在するという根拠はない。さらにヘルスカナダはこの発見が食品安全上のリスクとはならないと結論した。CFIAは土地の所有者と協力して今後3年間GM小麦が長く存在しないようにこの地域を監視し続ける。

\*ポイント： CFIAはホームページに特集を組んで情報を公開しています。そこに記載された時系列を見ると、発見は1月で、その後詳細な調査と評価が行われています。数年前に米国でも似たような事件がありましたが、その時と同様に、過去に野外試験が行われた品種でしたが、今回発見された原因については不明のようです。

#### 【FDA】 動物細胞培養技術を用いて生産される食品に関する公聴会のお知らせ

米国食品医薬品局（FDA）は、動物細胞培養技術を用いて生産される食品について、その安全性に焦点をあてた議論を広く行うための公聴会の開催を発表した。

\*ポイント： FDAは、微生物や藻類（例：スピルリナ）、真菌（例：マイコプロテイン）など細胞培養で生産されるさまざまな食品の評価を行っています。最近、日本国内でも培養肉が時々話題になっていますが、今回の公聴会では、FDAが動物細胞培養技術を利用した食品の安全性を評価する際に何を考慮すべきかなどがテーマとなっています。

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### [【WHO】](#)

1. 国際がん研究機関（IARC）

### [【FAO】](#)

1. 違法漁業対策の機運増加

### [【EC】](#)

1. RASFF 2018 - Q1 Country Sheets
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

### [【EFSA】](#)

1. 内分泌攪乱物質の特定に関するガイダンスを公表
2. 生きた動物および動物製品における残留動物用医薬品および他の化学物質のモニタリング結果に関する 2016 年報告書
3. 新規食品関連
4. 有効成分 *Bacillus subtilis* IAB/BS03 株についての農薬リスク評価のピアレビュー

### [【NHS】](#)

1. Behind the Headlines

### [【ASA】](#)

1. ASA 裁定

### [【ANSES】](#)

1. ネオニコチノイド類を含む植物保護製品のリスクとベネフィット：それらの代替物との比較

### [【FSAI】](#)

1. Natures Aid はクルクミン濃度が高いため全バッチのターメリックを回収
2. クロレラとスピルリナ製品に亜硫酸塩
3. FSAI の科学委員会は、健康を守るためにビタミン・ミネラル類の新しい上限を提唱する報告書を公表

### [【FDA】](#)

1. FDA は危険かつ違法な純粋あるいは高濃縮カフェイン製品の販売を中止するよう企業に警告
2. FDA と USDA は農業従事者向けの生産安全要件を合理化するための共同努力を前進させる重要段階を公表
3. FDA、食物繊維に関するガイダンス、科学的レビューおよび請願への対応を公表
4. 動物細胞培養技術を用いて生産される食品に関する公聴会のお知らせ
5. FDA、サプライチェーンプログラムにおける動物飼料の予防的管理に関する FSMA ガイダンス案を公表

### [【CFIA】](#)

1. 食品の安全性を高めてより多くの貿易の機会を創出する
2. アルバータでの遺伝子組換え除草剤耐性小麦の検出についての CFIA の声明

### [【APVMA】](#)

1. 未登録害虫忌避剤を供給すると後に代償を払うことになる企業に警告

### [【TGA】](#)

1. *Camellia sinensis* (緑茶)抽出物：安全性助言－肝臓に有害となる潜在的リスク
2. 安全性警告

### [【MFDS】](#)

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 日本の原発関連事案への食品医薬品安全処の対応および管理動向
3. 産卵鶏農家の卵検査結果、不適合卵の回収・廃棄
4. メラミン樹脂のキッチン用品を安全に使用してください!

5. パール顔料、β-アミラーゼ、カゼインカリウムの新規指定
6. 農薬、動物用医薬品の残留許容基準を拡大
7. 回収措置

【HSA】

1. HSA 警告: オンラインで販売されている「Nuvitra」と「Becoli」には禁止薬物と強力な下剤が含まれる

【FSSAI】

1. メディアコーナーから: 2022年までにトランス脂肪ゼロの目標を達成できるか?
2. 中国からのミルクと乳製品の輸入禁止に関する文書

【その他】

・食品安全関係情報 (食品安全委員会) から

## 別添

【EC】査察報告書

---

● 世界保健機関 (WHO : World Health Organization) <http://www.who.int/en/>

1. 国際がん研究機関 (IARC)

● モノグラフ会合 今後の予定

Upcoming Meetings

<http://monographs.iarc.fr/ENG/Meetings/index.php>

● 出版物: モノグラフ 116 巻 コーヒー、マテ、非常に熱い飲料

Drinking Coffee, Mate, and Very Hot Beverages

<http://publications.iarc.fr/566>

---

● 国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations)

<http://www.fao.org/>

1. 違法漁業対策の機運増加

Growing momentum to close the net on illegal fishing

5 June 2018,

<http://www.fao.org/news/story/en/item/1137863/icode/>

初めての、違法・報告されない・規制されない (IUU) 漁業への対策のための国際デーを迎え、ますます多くの国が違法漁業を止めさせる世界合意に署名している。

---

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

[http://ec.europa.eu/food/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm)

## 1. RASFF 2018 - Q1 Country Sheets

[https://ec.europa.eu/food/safety/rasff/country-fact-sheets\\_en](https://ec.europa.eu/food/safety/rasff/country-fact-sheets_en)

RASFF の各国の活動状況の概要を示すファクトシート掲載。

## 2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2018 年第 23 週～第 24 週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

\*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

\*RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

### 警報通知 (Alert Notifications)

スペイン産冷凍皮なしヨシキリザメに水銀、中国産子供用 5 ピース竹皿セットからのホルムアルデヒドの溶出(177 mg/kg)、オランダ産有機ココナッツオイルにベンゾ(a)ピレン(6.2 µg/kg)および多環芳香族炭化水素(PAH4 合計 32.1 µg/kg)、インド産冷凍全形イカにカドミウム(2.3 mg/kg)、ポルトガル産冷凍メカジキに水銀(1.619 mg/kg)、アルゼンチン産ポップコーン用トウモロコシにスコポラミン(10.3 µg/kg)、ベトナム産ベルギー経由サワーソップ(トゲバンレイシ)にスピロテトラマト(0.18 mg/kg)・未承認物質メタミドホス(0.12 mg/kg)及びアセフェート(0.077 mg/kg)、スペイン産乾燥藻類に高濃度のヨウ素(5492 mg/kg)、オランダ産鳩用飼料に高含有量のブタクサの種(148 mg/kg)、ベトナム産トゲバンレイシに未承認物質メタミドホス(0.032 mg/kg)およびアセフェート(0.032 mg/kg)、セネガル産ナスにジメトエート(0.02 mg/kg)及び未承認物質オメトエート(0.13 mg/kg)、中国産英国経由陶器のマグからのカドミウム(0.12 mg/dm<sup>2</sup>)および鉛(0.31 mg/dm<sup>2</sup>)の溶出、エストニア産陶器の皿からの鉛の溶出(5.6 mg/dm<sup>2</sup>)、バングラディッシュ産ゼリーコーンの摂取による窒息リスクおよび未承認カラギーナン(E407)、スペイン産ベルギー経由フードサプリメントにベンゾ(a)ピレン(11.7 µg/kg)および多環芳香族炭化水素(PAH4 合計: 83.7 µg/kg)、ジョージア産エストニア経由スパイスミックスに未承認着色料スーダン 1(790 µg/kg)・スーダ

ン3 (61 µg/kg)・スーダンレッド G (11 µg/kg)およびパラレッド(97 µg/kg)、リトアニア産ソバのひき割りにオクラトキシシン A (11 µg/kg)、中国産英国経由穴あきフライ返しからの一級芳香族アミンの溶出(アニリン：0.0049； 4,4'-MDA：0.4596 mg/kg)、エジプト産ベルギー経由生食用ブドウにエテホン(1.7 mg/kg)、英国産食品サプリメントビタミン E+セレンでビタミン E 高含有(600 mg/item)、など。

#### 注意喚起情報 (information for attention)

エジプト産鳥餌用白いヒマワリの種にアフラトキシシン(B1 = 93.6; Tot. = 120.4 µg/kg)、ポルトガル産チルド海水アサリ貝ナミノコ(フランスナミノコ)に下痢性貝毒(DSP)オカダ酸(275 µg/kg)、クロアチア産チルドホシザメに水銀(2.6 mg/kg)、米国産亜鉛フードサプリメントに高含有量の亜鉛(30 mg/日； 50 mg/item)、セルビア産ビスケットに高濃度のアクリルアミド(950 µg/kg)、米国産ベルギー経由ピスタチオにアフラトキシシン(B1 = 66; Tot. = 70 µg/kg)、英国産亜鉛フードサプリメントに高含有量の亜鉛(100 mg/日)、フランス産チルドサバにヒスタミン(1500 mg/kg)、スペイン産チルドヨーロッパスルメイカにカドミウム(6.1 mg/kg)、ベトナム産冷凍キハダマグロさいの目切りのヒスタミンが原因の食品由来アウトブレイク(280, 1100, 1900 mg/kg)、ドミニカ共和国産トカドヘチマ(teroi -Chinese okra)に未承認物質カルボフラン(0.0066 mg/kg)、スリナム産ゴーヤに未承認物質カルボフラン(0.007 mg/kg)、ウクライナ産バタービスケットに未承認甘味料サッカリン(E954)(64.1 mg/kg)、チリ産チルドメカジキに水銀(1.9 mg/kg)、中国産グラスセットからのカドミウム(1358 mg/item)および鉛(16.52 mg/item)の溶出、米国産野生生物用ピーナッツにアフラトキシシン(B1 = 37.8 µg/kg)、イタリア産ナスに未承認物質4-CPA (0.031 mg/kg)、チリ産チルドメカジキに水銀(1.16 mg/kg)、米国産亜鉛フードサプリメントに高含有量の亜鉛(50~100 mg/日； 100 mg/item)、インド産砕いたトウガラシにアフラトキシシン(B1 = 15; Tot. = 17 µg/kg)、米国産ビタミンD3コレカルシフェロールに高含有量のビタミンD(250 µg/item)、など。

#### フォローアップ用情報 (information for follow-up)

混合飼料のサリノマイシン(34700 mg/kg)、スロバキア産卵のドキシサイクリン(88.5 µg/kg)、イタリア産飼料用鹿肉粉末の鉛(12.2 mg/kg)、韓国産オランダ経由の未承認新規食品冷凍味付けしたシソの葉、英国産フードサプリメントの未承認物質α-グリセリルホスホリルコリン(GPC)、米国産オランダ経由未承認遺伝子組換え(トウモロコシ3272)の調理済黄色コーンミール、オランダ産チルド豚の屠体にオキシテトラサイクリン(417.7 µg/kg)、など。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

インド産トウガラシ含油樹脂に未承認物質トリアゾホス(3.44 mg/kg)、ガンビア産飼料用ピーナッツ穀粒にアフラトキシシン(B1 = 30.8 µg/kg)、中国産トンクからの一級芳香族アミンの溶出(0.032 mg/kg)、セルビア産パン粉にオクラトキシシン A (25.8 µg/kg)、米国産トルコ経由殻をとったピスタチオにアフラトキシシン(Tot. = 95.8 µg/kg)、トルコ産ペッパーにホルメタネート(0,104 mg/kg； 0.254 mg/kg)、エジプト産殻付きピーナッツにアフラトキシシン(B1 = 49.6; Tot. = 55.6 µg/kg)、バングラディッシュ産ゼリーコーンの摂取による窒息リスク及び

カラギーナン(E407)未承認、南アフリカ産飼料用ピーナッツ穀粒にアフラトキシン(B1 = 59.9 µg/kg)、インドネシア産ドラゴンフルーツに未承認物質カルボフラン(0.062 mg/kg)、ウガンダ産ナスにジメトエート(0.17 mg/kg)及び未承認物質オメトエート(0.045 mg/kg)、トルコ産レーズンにオクラトキシン A (36.2 µg/kg)、チリペッパーに未承認物質クロルフェナピル(0.044 mg/kg)(届け出国スペイン)、ガンビア産飼料用ピーナッツにアフラトキシン(B1 = 90.5 µg/kg)、トルコ産乾燥イチジクにアフラトキシン(B1 = 256 µg/kg)、トルコ産アプリコットに高濃度亜硫酸塩(2693 mg/kg)、ジョージア産ヘーゼルナッツ穀粒にアフラトキシン(B1 = 11.4; Tot. = 49.6 µg/k)、中国産注ぎ口からのクロムの溶出(0.41 mg/kg)、エジプト産殻付きピーナッツにアフラトキシン(Tot. = 93.4 µg/kg)、米国産殻付きピスタチオにアフラトキシン(B1 = 60; Tot. = 66 µg/item)及びオクラトキシン A(120; 130 µg/kg)、スリランカ産乾燥チリにオクラトキシン A (53 µg/kg)、米国産ピスタチオにオクラトキシン A (22 µg/kg)、エジプト産塩漬けレモンに安息香酸(E210) (353 mg/kg)及び亜硫酸塩(48 mg/kg)、チリ産チルドメカジキに水銀(1.26 mg/kg)、ギニア産パーム油に未承認着色料スーダン4(630 µg/kg)、タイ産ナスに未承認物質イソプロチオラン(0.053 mg/kg)、ウズベキスタン産ザクロチェリージュースで着色料アゾルビン(E122)の未承認使用(24.4 mg/kg)、イラン産ピスタチオナッツにアフラトキシン(B1 = 69.5; Tot. = 76.5 µg/kg)、エジプト産ピーナッツにアフラトキシン(B1 = 39.7; Tot. = 64.2 µg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数

---

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

[http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa\\_locale-1178620753812\\_home.htm](http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm)

1. 内分泌攪乱物質の特定に関するガイダンスを公表

Guidance on identifying endocrine disruptors published

7 June 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/press/news/180607>

EFSA と欧州化学物質庁(ECHA)は、農薬や殺生物剤中の内分泌攪乱作用を持つ物質を特定する方法に関するガイダンスを公表した。

欧州委員会は EFSA と ECHA に、2017 年に EU が採択した内分泌攪乱物質基準が、EU において殺生物剤や農薬の評価の際に一貫して確実に適用されるようにするため、統一ガイダンスを作成するよう負託した。このガイダンスは、共同研究センターと欧州委員会の科学知識サービス機構の支援を受けて起草された。EU のシステムでは、ECHA が殺生物剤の評価を担当し、EFSA が農薬に使用される有効成分の安全性を評価している。この 2 機関は昨年、EU 加盟国などの利害関係者や内分泌攪乱物質専門家と緊密な協議を行いながらこのガイダンスに関する作業を開始した。そして、ガイダンス案について 2017 年 12 月

と 2018 年 1 月にパブリックコメントを募集した。すべてのコメントは、このガイダンスを完成させるに当たり、草案作成グループによって検討された。

このガイダンスは本日(6 月 7 日)から殺生物剤の評価に使用される。農薬に関しては、認可の可否の決定日が 2018 年 11 月 10 日以降に予定されている物質の評価に使用される。これは農薬中の内分泌攪乱物質の特定基準が殺生物剤より後に承認されたためである。

内分泌攪乱物質特定のためのガイダンス本文は、以下のウェブサイトを参照。

\* Guidance for the identification of endocrine disruptors in the context of Regulations (EU) No 528/2012 and (EC) No 1107/2009

EFSA Journal 2018;16(6):5311 7 June 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5311>

\*参考：食品安全情報（化学物質）No. 15/ 2017（2017. 07. 19）

【EU】内分泌攪乱物質：市民と環境を守る方向に大きな一歩

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfo2017/foodinfo201715c.pdf>

## 2. 生きた動物および動物製品における残留動物用医薬品および他の化学物質のモニタリング結果に関する 2016 年報告書

Report for 2016 on the results from the monitoring of veterinary medicinal product residues and other substances in live animals and animal products

13 June 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1358>

この報告書は、EU において 2016 年に収集した生きた動物および動物製品中に存在する残留動物用医薬品や特定の化学物質のモニタリングデータがまとめられている。28 加盟国のうちの 27 ヶ国から、合計 710,839 件のサンプルのデータが欧州委員会に報告された。その内訳は、理事会指令 96/23/EC に基づく 369,262 件の Targeted サンプルと 21,350 件の Suspect サンプル、輸入時に収集された 4,075 件のサンプル、及び国内法に基づく計画の枠組みで収集された 316,152 件のサンプルである。加盟国の大多数は、サンプリング頻度に関し、理事会指令 96/23/EC や委員会指令 97/747/EC で定められた最低条件を満たしていた。対象に定められたサンプルにおける法令違反の割合は、2016 年においても(0.31%)、過去 9 年(0.25~0.37%)と概ね同等であった。2016 年でも化学元素(主に金属)に関する法令違反が高い頻度で認められた。2016 年は、この 10 年間の中で、非ステロイド系の抗炎症剤に関する法令違反の頻度が最も高く、抗菌剤に関する法令違反の頻度が最も低かった。ここ数年と比較して、抗甲状腺薬、レゾルシン酸ラクトン類、およびマイコトキシン類に関しては、法令違反のサンプル割合の減少が顕著であった。この分析には、ある程度の不確実性があるとみなした方が良く、それはこの分析が部分的に集計されたデータに基づいており、サンプリング計画や分析対象とした物質の範囲が毎年必ずしも同じではないからである。

\*参考：サンプリングの種類

・ **Targeted** : 動薬の違法使用や MRL 遵守を監視することを目的としている。加盟国は、残留物質が検出される可能性が最も高い動物グループ (種、性別、年齢) をターゲットにサンプリングを行う。

・ **Suspect** : モニタリング計画に従って採集された検体のうち不適合であったもの、食品/飼料の生産から販売段階で禁止物質の存在が確認されたもの、違法使用や休薬期間の不正の疑いや根拠が確認されたものについてサンプリングを行う。

### 3. 新規食品関連

- 新規食品成分として、および一般集団向け食品、フードサプリメント、体重管理のための全食事代替型ダイエット食品、ならびに特別医療目的用食品におけるマグネシウム供給源としてのリンゴ酸二マグネシウムの評価

Evaluation of di-magnesium malate, used as a novel food ingredient and as a source of magnesium in foods for the general population, food supplements, total diet replacement for weight control and food for special medical purposes

First published in the EFSA Journal: 6 June 2018

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5292>

リンゴ酸二マグネシウム(DMM)の新規食品成分としての、および様々な食品におけるマグネシウム供給源としての安全性について、ならびにこの供給源由来のマグネシウムの生物学的利用性について、科学的意見を提示する。申請者に求めていた追加情報が提供されなかったため、ANS パネルは、入手されたデータに基づいて評価を行い、DMM と既にマグネシウム源として認可されたリンゴ酸マグネシウムとの間に相違があるとするには科学的根拠が不十分であると結論付けた。したがって、ANS パネルは DMM を新規食品成分として安全性評価することはできず、DMM のマグネシウムとリンゴ酸への解離についても評価できなかった。パネルはさらに、DMM が解離した場合、そのマグネシウムはすでに認可されている他のマグネシウム源からのものと同様の生物学的利用性を示すであろうと結論付けた。最後にパネルは、提案された使用量では、フードサプリメントや特別医療目的用食品に規定されている上限値(UL) (250 mg/日)を超えるマグネシウムへの暴露が生じ得ることを注記した。

- 新規食品成分として、および一般集団向け食品、フードサプリメント、体重管理のための全食事代替型ダイエット食品、ならびに特別医療目的用食品におけるカルシウム供給源としてのリンゴ酸二カルシウムの評価

Evaluation of di-calcium malate, used as a novel food ingredient and as a source of calcium in foods for the general population, food supplements, total diet replacement for weight control and food for special medical purposes

First published in the EFSA Journal: 6 June 2018

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5291>

リンゴ酸二カルシウム(DCM)の新規食品成分としてのおよび様々な食品におけるカルシウム供給源としての安全性、ならびにこの供給源由来のカルシウムの生物学的利用性について、科学的意見を提示する。申請された錯体の構造式は、専門家の判断に基づくものであり、分析データの裏付けは無い。ANS パネルは、入手されたデータに基づいて、申請された新規食品成分 DCM と既にカルシウム源として認可されたリンゴ酸カルシウムとの間に相違があるとするには科学的根拠が不十分であると結論付けた。したがって、ANS パネルは DCM を新規食品成分として安全性評価することはできなかった。提示されたデータに基づいて、DCM はカルシウムとリンゴ酸に完全には解離しないと判断された。パネルはさらに、DCM が解離した場合、そのカルシウムはすでに認可されている他のカルシウム源からのものと同様の生物学的利用性を示すであろうと結論付けた。またパネルは、一般集団向け食品、フードサプリメント、体重管理のための全食事代替型ダイエット食品ならびに特別医療目的用食品のカルシウム供給源としての DCM への暴露量は、得られている情報で算出することはできないと結論付けた。

#### 4. 有効成分 *Bacillus subtilis* IAB/BS03 株についての農薬リスク評価のピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance *Bacillus subtilis* strain IAB/BS03

EFSA Journal 2018;16(6):5261 8 June 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5261>

路地レタス、果樹園の果樹、および施設栽培ウリ科植物の殺菌剤として典型的な用法で使用する場合について評価し、結論を導出した。規制の枠組みで求められるデータの不足が確認され、安全性に関する懸念が指摘された。

---

#### ● 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

##### 1. Behind the Headlines

アルコールを摂取しないことは適度に飲酒することより病欠が多くなることに結び付く

Not drinking alcohol linked to taking more sick leave than moderate drinking

Wednesday June 6 2018

<https://www.nhs.uk/news/lifestyle-and-exercise/not-drinking-alcohol-linked-taking-more-sick-leave-moderate-drinking/>

「適度に飲酒する人は最も健康であり、病気による欠勤になる可能性が低い」と Mail Online は報道している。

英国、フィンランド及びフランスの 47,520 人を対象とした調査においては、適度にアル

コールを飲んだ人は、禁酒をしている人よりも、様々な疾患により病欠を取る可能性が低いことがわかった。しかしこの結果は、飲酒でより健康になれるということを意味しているわけではない。一つ明確に言えそうなことは、なんらかの健康問題がある人は、症状を悪化させる恐れがあるため、またはアルコールを摂取できない治療を受けているため、アルコールを避けるということである。この調査ではまた、アルコールを全く飲まなかった人は、比較的貧しい環境で育っている場合が多く、そうした環境が不健康になる機会を増やしている可能性があることが明らかとなった。加えてこの調査では、推奨される量を超えて飲酒した人もまた、適度に飲酒する人よりも休みを必要とする可能性が高いということが判明した。しかし、酒豪の人の場合、それは病気というよりむしろけがや中毒といった外的要因のためであった。英国では、男性も女性も1週間に14ユニット(純エタノール140 mL)以上飲酒しないことが推奨されている。14ユニットは平均的な濃度のビール6パイント(約3.4 L)または低濃度のワインで小さいグラス10杯に相当する。

アルコールのユニットについては以下のウェブサイトにより詳しく記載されている。

<https://www.nhs.uk/live-well/alcohol-support/calculating-alcohol-units/?tabname=alcohol-facts>

---

● 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. ASA 裁定

ASA Ruling on Solvotrin Therapeutics Ltd t/a Active Iron

13 June 2018

<https://www.asa.org.uk/rulings/solvotrin-therapeutics-ltd-a18-437146.html>

鉄サプリメントの、他の鉄製品で消化器系副作用を経験したユーザーの「10人中9人がActive Ironの方がより耐えられる」という宣伝について。他の鉄製品がどの製品か不明なので、消費者は他のどんな製品より副作用が少ないと解釈する。しかし企業側から提出された根拠はそれを支持しない。

---

● フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. ネオニコチノイド類を含む植物保護製品のリスクとベネフィット: それらの代替物との

## 比較

Risks and benefits of plant protection products containing neonicotinoids compared with their alternatives

30/05/2018

<https://www.anses.fr/en/content/risks-and-benefits-plant-protection-products-containing-neonicotinoids-compared-their>

2016年、「生物学的多様性、自然、景観の回復に向けた」法律の実施の一環として、また、農業、健康および生態系保護省(Ministries of Agriculture, Health and Ecology)の要望に応える形で、ANSESは、ネオニコチノイド類を含む植物保護製品のリスクとベネフィットを査定し、他の化学的あるいは非化学的代替策と比較する評価を開始した。本日、ANSESは、それについての最終的な意見を発表する。ネオニコチノイド類を含む植物保護製品が使用されるほとんどの用途について、十分な有効性と適用性のある化学的・非化学的代替策があることが確認された。しかし、ネオニコチノイド類よりも全般的に好ましくない度合いが低いリスクプロファイルを有する化学物質や化学物質群を特定することはできなかった。ANSESは、ネオニコチノイド類の禁止による農業活動への影響は予測し難いということも強調すべきだと考えており、そして農産物の保護や管理に有効で、ヒトや環境に安全な代替法の提供を迅速に進めるよう進言する。

### ◇ 時系列

2016年8月8日、「生物学的多様性、自然、景観の回復に向けた」法律が採択され、その第125条に、ネオニコチノイド類由来の有効成分を含む農薬製品の禁止が盛り込まれた。発効は2018年9月1日から。ただし、ANSESがネオニコチノイド類製品とその代替製品や代替法との比較を行っていることに鑑み、2020年7月1日まで禁止が延期される可能性を明記している。また、EUでは、2018年4月27日に3種類のネオニコチノイド化合物(チアメトキサム、イミダクロプリド、クロチアニジン)の使用制限(温室内のみ)が採択され、フランスにも適用される。

ANSESは公式にネオニコチノイド類を含む植物保護製品のリスクとベネフィットを査定し、代替策と比較を行う評価の実施を要請された。代替策を特定する方法論を策定(2017年3月に公表)し、有効性、適用性、持続可能性および実用性を基準とした比較を行うこととした。

### ◇ネオニコチノイド類に認可された用途に対する代替策の特定

ネオニコチノイド類に認可されている用途130事例について検討が行われ、ほとんどの用途について、十分な有効性と適用性のある化学的・非化学的代替策があることが確認された。6事例では、上述の基準を満たす非化学的代替策が特定された。89%の事例では、ピレスリノイド類を中心とした有効成分で代替できることがわかった。39%の事例における化学的代替策は同類の単一の有効成分によるものであるが、それらは同じ有効成分群に由来するものであった。また78%の事例では、少なくとも一つの非化学的代替法が確認された。

### ◇ネオニコチノイド類の使用に関連したヒトの健康や環境におけるリスク指標: 化学的代

## 替法との比較

ヒトについては食事を介した暴露および非食事暴露の 2 つの指標の値が、環境については鳥、ほ乳類、ミミズ、水生生物、ミツバチおよび地下水におけるリスクの 6 つの指標の値が算出された。

用途や問題とするリスク指標によって比較結果は変動し、最も好ましくない度合いが低い有効成分に関して全般的な簡潔な結論は導出できなかった。

### ◇ ネオニコチノイドの使用禁止と代替策の実施が農業活動に及ぼす影響

ネオニコチノイド類の禁止が農業に及ぼす影響を評価するに当たっては、方法論やデータの利用可能性および信頼性など、問題が山積みである。特に農業活動に及ぼす影響については、ネオニコチノイド類の用途が広く、種子の防虫処理にある意味保険として大規模に使用されていることから、予測困難である。したがって、代替策の方向性はまだ固まっておらず、経済学的分析方法についても開発が待たれる状況である。

### ◇ ANSES の結論と助言

- ・ 単独で有効な方法は無く、複数の方法の組合せを検討すべきである。種子の処理など予防的な使用をやめ、農地の病害虫の定期的な観察(疫学的調査)を行うべきである。あらゆる非化学的管理方法を優先して実施し、最後にどうしても必要な場合に対象生物以外への効力や毒性が低い殺虫剤を使用する。
- ・ ネオニコチノイド類の禁止により他の殺虫剤を使用する場合、それらの殺虫剤に対する抵抗性の増高が引き起こされる恐れがある。
- ・ ネオニコチノイド類に依存しない生産システムに関する文献の探索は、研究、ガイドラインの共有および技術支援の機運を促す。研究されている非化学的病害虫管理法は、すぐに運用できるまでには達していない。農業生態学の見地から開発が進められている広範な耕作管理法はやはり組み合わせて用いられるべきものであり、農産物生産システム的大幅な見直しを迫るものになる。
- ・ 忌避剤などの化学伝達物質(特に植物が産生するもの)は、非常に期待が持たれる。捕食寄生者や捕食者となる有益な昆虫も、試験した用途の 20%以上で有効であった。
- ・ ANSES は、農産物の保護や管理に有効で、ヒトや環境に安全な代替法の提供を迅速に進めるよう進言する。

---

## ●アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

### 1. Natures Aid はクルクミン濃度が高いため全バッチのターメリックを回収

Natures Aid is Withdrawing All Batches of its Turmeric due to High Levels of Curcumin  
Wednesday, 13 June 2018

[https://www.fsai.ie/news\\_centre/food\\_alerts/Turmeric\\_curcumin.html](https://www.fsai.ie/news_centre/food_alerts/Turmeric_curcumin.html)

ターメリック（超抽出物 95%クルクミン）のフードサプリメント。クルクミンの ADI を超えるため。製品の写真を掲載。

（注：食品添加物としてのクルクミン(E 100) の ADI は一日あたり 3 mg/kg 体重)

## 2. クロレラとスピルリナ製品に亜硫酸塩

Sulphites in Chlorella Products and Spirulina Products

13 June 2018

[https://www.fsai.ie/news\\_centre/allergen\\_alerts/chlorella\\_spirulina.html](https://www.fsai.ie/news_centre/allergen_alerts/chlorella_spirulina.html)

Nutrisure 社のサンプリングしたクロレラとスピルリナ粉末全てに二酸化硫黄が検出された（平均 38 ppm、範囲 15～89 ppm）。粉末の製造工程に亜硫酸塩は使われていないが、違う国の違う生産者の検体から検出されている。亜硫酸塩アレルギーや不耐の人は全てのクロレラやスピルリナ製品にリスクがある可能性がある。

## 3. FSAI の科学委員会は、健康を守るためにビタミン・ミネラル類の新しい上限を提唱する報告書を発表

FSAI Scientific Committee Report Advocates New Upper Limits for Vitamins and Minerals to Safeguard Health

5 June 2018

[https://www.fsai.ie/news\\_centre/press\\_releases/vitamins\\_minerals\\_supplements\\_05062018.html](https://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/vitamins_minerals_supplements_05062018.html)

FSAI の科学委員会は本日、30 種類のビタミン・ミネラル類のうち 21 種類について、アイルランド国内のフードサプリメントに許容される最大安全濃度の設定に利用できる方法の概要を、フードサプリメント業界向けに報告書にして発表した。この報告書では、アイルランド人におけるこれらの栄養素の耐容上限摂取量が設定されており、フードサプリメント業界は、この値を指針として、アイルランド市場に置かれるビタミン・ミネラル類を含むサプリメントの一日量に関して安全を確保できる。フードサプリメント中のビタミン・ミネラル類の最大安全量を設定することは EU 法に明記されているが、詳細な量についてはまだ設定されていない。FSAI は、フードサプリメント業界とともに、アイルランド国内で安全なビタミンおよびミネラルサプリメントが市販されるようにするためのガイダンスを策定する活動を行っていく。報告書「フードサプリメント中のビタミン・ミネラル類の安全性(The Safety of Vitamins and Minerals in Food Supplements)」は FSAI のウェブサイトで閲覧可能になっている。

FSAI 科学委員会の助言には、フードサプリメントに使用する栄養素の量が安全であることを業界が保証できるようにするのに役立つ、新しいリスク評価アプローチが含まれている。それによれば、こうした微量栄養素について、年代別・性別ごとに安全な最大食事摂取量が設定される。この情報は消費者にとって非常に有用なものとなり、過剰なビタミン・

ミネラル類の量を良く理解するのに役立つであろう。この報告書では、ビタミン・ミネラル類の安全量が年齢や性別によってどのくらい違うかについての概要も明示している。

FSAI 最高責任者である Pamela Byrne 博士は、以下のように述べている。「フードサプリメントを摂取することに関して一般住民に我々がアドバイスすることは、健康なライフスタイルを維持するためにはフードサプリメントは必要ないということである。FSAI は、果物や野菜を多く含むバランスの良い食事と十分な運動を推奨している。FSAI が推奨しているフードサプリメントは、妊娠活動を行っている女性に対する一日 400 µg の葉酸と、生後 12 ヶ月までの全ての新生児に対する一日 5 µg のビタミン D3 だけである。」

FSAI は、この報告書の中で、EU でフードサプリメントの成分として許可されている 30 種類のビタミン・ミネラル類全てをレビューしている。それらのうち 21 種類の栄養素については、耐容上限摂取量が設定されており、過剰摂取した場合の有害影響の概要も報告書に収載している。例えば、継続的に過剰量のビタミン D を摂取した場合、ビタミン D 中毒(ビタミン D 過剰症)となり、高カルシウム血症が引き起こされ、そこから特に腎臓に関連した合併症が生じる場合がある。FSAI は、製品が安全かどうか、市場の全ての食品が安全でなくてはならないという規則が守られているかどうかを評価するため、フードサプリメント中のビタミン類やミネラル類の量を検査することも含め、市場の監視を続けていく。

FSAI は、フードサプリメント業界の代表者と協力してガイダンス文書を作成し、業界がこの報告書の内容と知見、および自分達の製品に関連して取るべき行動について理解を深める支援とするつもりである。

#### 備考：

フードサプリメントとは、通常の食事を補完することを目的に、栄養学的あるいは生理学的効果を有する微量栄養素や他の化学物質の高濃度供給源である(指令 2002/46/EC)。

2002 年、EU 食品法はフードサプリメントの規制を導入した。この法律にはフードサプリメント中のビタミン・ミネラル類の最大安全量を設けることが明記されたが、それらの値はまだ設定されていない。EU 加盟国のうち何ヶ国かは、管轄領域で市販されるフードサプリメント中のビタミン・ミネラル類のいくつかについて、最大安全量を設定するための法整備やガイダンス策定を国レベルで行っている。

様々な集団を対象としたフードサプリメント中のビタミン・ミネラル類の安全性評価が、耐容上限摂取量(UL)と呼ばれる最大安全量を用いて実施されている。UL は、フードサプリメントが摂取対象者としている集団に対しての値である。UL は、EFSA などの国際的な科学団体により確立されており、ある栄養素をあらゆる供給源から長期にわたり毎日摂取しても、ヒトの健康への有害影響のリスクが生じる可能性が低いと判断される最大量である。

◇ フードサプリメント中のビタミン類やミネラル類の安全性

[The Safety of Vitamins and Minerals in Food Supplements](https://www.fsai.ie/vitamins_minerals_supplements.aspx)

[https://www.fsai.ie/vitamins\\_minerals\\_supplements.aspx](https://www.fsai.ie/vitamins_minerals_supplements.aspx)

## 助言(Recommendations)

1. この報告書に示された耐容上限摂取量(ULs)と 95 パーセンタイル摂取量を、アイルランド市場に流通させるフードサプリメント中のビタミン・ミネラル類のリスク評価に用いるべきである。
2. リスク評価は以下のように実施されるべきである：  
製造者の指示に従って摂取した場合に、フードサプリメントに由来する微量栄養素の一日量（測定値）と食事由来（フードサプリメントを除く）の摂取量が最も多い集団(95パーセンタイル)における通常の日摂取量との総量が、そのフードサプリメントが対象としている集団に対する UL を超えないこと。
3. FSAI は、フードサプリメントや栄養強化食品からの摂取を含め、各集団におけるビタミン・ミネラル類の摂取量を継続して監視すること。

---

●米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

### 1. FDA は危険かつ違法な純粋あるいは高濃縮カフェイン製品の販売を中止するよう企業に警告

FDA warns companies to stop selling dangerous and illegal pure and highly concentrated caffeine products

June 5, 2018

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm609862.htm>

警告を受けたのは、liquidcaffeine.com 社および Dual Health Body and Mind 社。

liquidcaffeine.com 社は液状カフェインの 1 袋 16 オンス（カフェイン約 8 g）の製品や 2 ガロン（カフェイン約 128 g）の製品を販売し、Dual Health Body and Mind 社は純粉末製品の 1 袋 8 オンス（1,000 回分）や 5 ポンド半（12,500 回分）の製品を販売していた。これらの量は致死量に相当する。

高濃縮カフェインや純カフェイン製品について安全な一回分量として 200 mg を勧めていることがよくあり、純粉末ならティースプーン約 1/16 杯、液体だと約 2 杯と 1/2 杯であるとしている。しかし、多くの消費者はそれらを正確に計量することが不可能である。警告対象の製品についても、家庭用一般計量器で安全な量だけ計ることは困難であり、専用の計量器も付けられておらず、指示書も不完全であった。

FDA は 5 月にガイダンスを発行し、純粋あるいは高濃縮カフェインを含むダイエタリーサプリメントをバルク包装で直接消費者に販売することは違法であることを明示している。ガイダンスでは、カフェインを含むダイエタリーサプリメントを安全な組成で販売できる方法も提示されている。

\*参考：食品安全情報（化学物質）No. 9/ 2018（2018. 04. 25）

【FDA】FDA は、危険なほど高濃度の超濃縮物または純カフェインを含むダイエタリーサプリメントに対して消費者保護に一步踏み出す

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2018/foodinfo201809c.pdf>

## 2. FDA と USDA は農業従事者向けの生産安全要件を合理化するための共同努力を前進させる重要段階を公表

FDA and USDA announce key step to advance collaborative efforts to streamline produce safety requirements for farmers

June 5, 2018

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm609951.htm>

食品の安全の監視をより強固により効率的に行うため、FDA と USDA は、USDA 統一適正農業規範査察プログラム(USDA H-GAP)を、FDA の食品安全近代化法(FSMA)の農産物安全規則の要件と整合させると共同発表した。

これは、農業従事者向けの農産物生産安全要件を合理的にする新しいステップである。USDA H-GAP は、農産物生産 GAP 調和化計画の一環として設定された査察で、業界主導で食品安全 GAP 基準の設定、および収穫前後の作業に関する査察項目の設定が行われている。

FDA の農産物生産安全規則 (Produce Safety Rule) が 2016 年 1 月 26 日に発効し、果物や野菜の安全な栽培、収穫、包装、保管に関する科学に基づいた最小限の基準が制定されている。整合させる分野は、生物学的土地改良、発芽野菜、家畜および野生動物、労働者の教育、健康および衛生、ならびに道具、設備および建造物などについてである。この整合は、自らが実施している食品安全への取り組みが、農産物生産安全規則に従うものとなるのか評価できるようにすることで農業従事者を支援するものとなる。FDA にとっても、USDA H-GAP の査察情報を活用することで、FDA の検査活動の優先順位付けがより良くなるようになり、検査のためのリソースの有効活用が図られ、究極的に FDA の公衆衛生保護能力が高まるというメリットがある。

## 3. FDA、食物繊維に関するガイダンス、科学的レビューおよび請願への対応を発表

FDA Issues Guidance, Science Review, and Citizen Petition Responses on Dietary Fiber

June 14, 2018

<http://s2027422842.t.en25.com/e/es?s=2027422842&e=99991&elqTrackId=B1F0B909C-CF90C71B9C490C37BFE6647&elq=3ca1540bc5c940d2a0461a2e44e10138&elqaid=3918&elqat=1>

FDA は、栄養成分表示最終規則に明記された「食物繊維」の定義に適合する難消化性炭水化物 (NDCs: non-digestible carbohydrates) のリストに新たに追加しようと考えている 8 種類の NDCs に関する科学的レビューと、それに基づいたガイダンスを発表した。追加の 8 種類は、植物細胞壁繊維混合物(サトウキビ繊維、リンゴ繊維などを含む広い区分)、ア

ラビノキシラン、アルギン酸塩、イヌリンおよびイヌリン型フラクタン、高アミロースデンプン(難消化性デンプン 2)、ガラクトオリゴ糖、ポリデキストロース、および難消化性マルトデキストリン/デキストリンである。これらの追加は、製造者が要請を行った際に提出した科学的根拠の強さの慎重なレビュー、パブリックコメント、および FDA による入手可能な科学的文献の独自評価に基づいて決定された。FDA のこの独自評価は、「特定の難消化性炭水化物の生理学的作用に関する科学的根拠のレビュー」\*2に関連するガイダンスに準拠している。

FDA が新たに発表したガイダンス「分離または合成された特定の難消化性炭水化物の栄養成分表示及びサプリメント成分表示への食物繊維としての表示」\*1では、これら 8 種類の NDCs を食品ラベルに記載される食物繊維の量に含めるかどうかは、FDA の規制の定義にこれら 8 種類の NDCs を加えることについての規則改定が完了するまで自由裁量とする方針を示している。

\*1: <https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/ucm610111.htm>

\*2: <https://www.fda.gov/Food/LabelingNutrition/ucm610115.htm>

参考：食品安全情報（化学物質）No. 6/ 2018（2018. 03. 14）

【FDA】消費者向けの新しい食品栄養成分表示の速やかな実施に向けての FDA の新たな取り組みに関する FDA 長官 Scott Gottlieb 医師の声明

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2018/foodinfo201806c.pdf>

#### 4. 動物細胞培養技術を用いて生産される食品に関する公聴会のお知らせ

FDA Announces Public Meeting to Discuss Foods Produced Using Animal Cell Culture Technology

June 15, 2018

<http://s2027422842.t.en25.com/e/es?s=2027422842&e=100491&elqTrackId=B1F0B909C CF90C71B9C490C37BFE6647&elq=e30959ac319b491b9992658c4e5f2cce&elqaid=3934&elqat=1>

2018 年 7 月 12 日に開催予定の公聴会では、関係者がこの新しい食品技術について意見を述べる機会が提供される。FDA は特に、以下のような設問に関するデータや情報を得たいと考えている。無料の登録制で現地参加又はウェブのライブ放送で参加できる。

- 動物細胞培養技術で生産される食品の評価において考慮に入れるべき、動物細胞培養技術固有の検討事項とは何か？
- 製造方法におけるどのような変化が動物細胞培養技術で生産される食品の安全性に対して意味を持つか？
- 動物細胞培養技術で生産される食品の製造工程にはどのような化学物質が使用されるか、また、それらの化学物質を用いることの安全性を評価する上で、どのようなこと

を考慮したら良いか？

- 動物細胞培養技術を用いた食品生産に関連する潜在的なハザードと、従来の食品生産/加工に関連する潜在的なハザードとは異なるものとなるか？動物細胞培養技術に関連する潜在的なハザードに対処するための独自の管理対策は必要か？

\*官報告知：動物細胞培養技術を用いてつくられた食品；公聴会；コメント募集

Foods Produced Using Animal Cell Culture Technology; Public Meeting; Request for Comments

06/18/2018

<https://www.federalregister.gov/documents/2018/06/18/2018-12939/foods-produced-using-animal-cell-culture-technology-public-meeting-request-for-comments>

2018年7月12日に公聴会開催、意見募集は2018年9月25日まで受け付ける。

## 5. FDA、サプライチェーンプログラムにおける動物飼料の予防的管理に関する FSMA ガイダンス案を発表

FDA Releases FSMA Draft Guidance on the Supply-Chain Program Preventive Control for Animal Food

June 14, 2018

<http://s2027422842.t.en25.com/e/es?s=2027422842&e=99967&elqTrackId=B1F0B909C CF90C71B9C490C37BFE6647&elq=3b3c83ce14074a44b0aede9e61553b85&elqaid=3914&elqat=1>

サプライチェーンプログラムへの対応が必要な動物飼料施設が、現行適正製造基準(cGMP)、ハザード分析、および動物飼料のリスクに基づいた予防的管理規則(PC Animal Food rule)の要件を満たすのを支援するためのガイダンス案\*1を発表した。

FDA が食品安全近代化法(FSMA)で定める動物飼料の予防的管理要件では、サプライチェーンに適用される管理が飼料施設に納入される原料のハザードを予防的に管理するのに適切であるかを判断する場合、その施設において原料や成分を受領する動物飼料製造者にはリスクに基づいたサプライチェーンプログラムの履行を求めている。自前のハザード管理を行っている施設などは、必ずしもサプライチェーンプログラムの履行は求められない。

今回のガイダンス(案)は、以下のようなことに役立つであろう。

- サプライチェーンプログラムの履行が必要かどうかを判断すること
- 利用している供給業者の承認、及びその供給業者が原料や他の成分に存在するハザードを管理しているのか検証するために必要となる、適切なサプライチェーンプログラム活動を特定し導入すること
- 供給業者を検証する活動の頻度を確定すること
- 文書要件や記録保存要件を満たすこと
- 状況の認識：必要なのか、それとも柔軟な対応や別の供給業者検証活動を行っても良

いのか

また、このガイダンス案は、外国供給業者検証プログラム(FSVP)のサプライチェーンプログラム要件の対象となる動物飼料輸入業者に該当する原料受領施設についても説明している。

\*1: <https://www.fda.gov/downloads/AnimalVeterinary/GuidanceComplianceEnforcement/GuidanceforIndustry/UCM610602.pdf>

---

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

### 1. 食品の安全性を高めてより多くの貿易の機会を創出する

Making food safer and creating more trade opportunities for businesses

June 13, 2018

<https://www.canada.ca/en/food-inspection-agency/news/2018/06/making-food-safer-and-creating-more-trade-opportunities-for-businesses.html>

本日、保健省の Ginette Petitpas Taylor 大臣および農務・農産食品省の Lawrence MacAulay 大臣は、カナダ国民のための食品安全規則 (Safe Food for Canadians Regulations: SFCR) の最終版をカナダ官報第 II 部(CGII)に公表したことを発表した。

SFCR は、食品安全へのリスクの予防を特に重視することで、カナダ国民 (Canadian families) を保護するものとなる。本規則は、食品に関する明確で一貫性のある規則を提示し、消費者は食料品店に並ぶ食品を摂取するにあたり、それが国内産であっても輸入品であっても、より高い安全性を確信することができる。

この新しい強固な規則は、2012 年のカナダ国民のための食品安全法 (Safe Food for Canadians Act) の可決以降、利害関係者や消費者と行われたかつてない水準での協議の成果であり、2019 年 1 月 15 日に発効となる。CGII においてこの規則の最終版が公表されてから発効までは、企業にとって、認可、トレーサビリティおよび予防的管理などの新しい要件を良く知り、それらに向けた準備を進める期間となる。

新規則は、国際的な食品安全基準にも整合しており、カナダの食品安全システムを強固にし、業界の革新を呼び起こし、カナダの食品が海外 (輸出) 市場に参入する大きな機会を創出する。

カナダ政府は、カナダの食品企業が同様の規則をすでに採択している米国などの貿易相手国との取引を継続できるように支援している。SFCR が完全に発効した場合、米国 FDA で規制されている食品を輸出しているカナダの食品企業は、SFCR の認可を活用して、米国海外供給者認証プログラムに基づき輸入業者に課せられる要件への適合を証明することができる。

輸入・輸出食品、あるいは州間・領土間で移送される食品を扱う企業は、今後、ライセンスの取得が必要になると同時に、食品安全に係わる可能性のある潜在的リスクに対処するための予防的管理が求められる。市場から安全でない食品を撤去する時間を短縮するのに役立つため、ほとんどの食品企業は簡潔なトレーサビリティ記録を保持することも求められる。この記録は、食品企業が自ら扱う食品について、その供給者まで遡るだけでなく、当該食品が販売された相手先までも辿ることができるようにする。小売業者は、食品の供給者を遡れることのみが出来ればよく、その食品を購入した消費者を辿るようにすることは求められない。

#### ◇ 発言の引用

「カナダは、世界で最も強固なものの一つであるとされる食品安全システムを有していると認識されている。私は誇りを持って、リスクの予防や安全でない食品の市場からの迅速な撤去に焦点を当てたこれらの規制法が、これからさらにカナダの消費者を保護してくれるとすることができる。」

－保健省大臣 **Ginette Petitpas Taylor**

「SFCR は、世界的な食品安全リーダーとしてのカナダの国際的な評価をさらに高め、カナダの食品企業の市場参入を維持し、さらに拡大していくのに役立つであろう。我々の輸出製品の品質を維持し向上させることは、成長を続ける農業と食品輸出についてカナダ政府が掲げている 2025 年までに 750 億加ドルという目標貿易額を達成する上で、極めて重要である。」

－農務・農産食品省大臣 **Lawrence MacAulay**

#### ◇ 事実関係の概略

- ・ CFIA は、2013 年から規則案について広範に協議を行った。カナダ国民は 2017 年 1 月のカナダ官報を介して意見の提示を求められた。
- ・ 新しい強固な規則は、カナダの制度を、国際的に受け入れられた食品安全のための最良規範と世界的に認められた国際食品規格に整合させるものである。
- ・ CFIA は、製造、処理又は包装などの食品に関連した特定の活動を行うことについて個人又は企業向けにライセンスを付与するという新しいライセンス制度への移行を図る。
- ・ 農産食品および農業業界は、カナダ国民 8 人に付き 1 人に仕事を提供しており、2016 年の生産高は 1,110 億加ドルを超えている。
- ・ 新しい SFCR は、以下の規制法に置き換わるものとなる。
  - － 乳製品規則 (Dairy Products Regulations)
  - － 卵規則 (Egg Regulations)
  - － 生鮮果実・野菜規則 (Fresh Fruit and Vegetable Regulations)
  - － ハチミツ規則 (Honey Regulations)
  - － アイスワイン規則 (Icewine Regulations)
  - － ライセンス付与及び仲裁規則 (Licensing and Arbitration Regulations)
  - － 家畜及び家禽屠体格付規則 (Livestock and Poultry Carcass Grading)

Regulations)

- オーガニック製品規則 (Organic Products Regulations)
- メープル製品規則 (Maple Products Regulations)
- 加工卵規則 (Processed Egg Regulations)
- 加工製品規則 (Processed Products Regulations)
- 消費者向け包装及び表示規則 (Consumer Packaging and Labelling Regulations)
- 水産物検査規則 (Fish Inspection Regulations)
- 1990 年食肉検査規則 (Meat Inspection Regulations, 1990)

◇ 関連資料

- Overview: What the Safe Food for Canadians Regulations mean for consumers

SFCR についての消費者向け概要説明。

<http://inspection.gc.ca/food/sfcr/information-for-media-and-consumers/consumers/eng/1528485005815/1528824875029>

- Small businesses

小規模事業者にとっての SFCR について。

小規模であることで新規則の除外とはならないが、遵守期限の延長や支援などがある。

<http://inspection.gc.ca/food/sfcr/information-for-media-and-consumers/small-businesses/eng/1528487356715/1528823045430>

- Innovation and global competitiveness

SFCR によって促される業界の革新と世界的競争力強化について。その考え方、やり方のヒント。

<http://inspection.gc.ca/food/sfcr/information-for-media-and-consumers/innovation-and-global-competitiveness/eng/1528483925209/1528824704116>

- Licensing

SFCR の発効によって必要となるライセンスの種類や取得方法の概要について。

<http://inspection.gc.ca/food/sfcr/information-for-media-and-consumers/licensing/eng/1528488744086/1528823568405>

- Preventive Control Plans

予防的食品安全管理の概要、誰が実施するのかについて。予防的食品安全管理計画(書)とは何かについて。またその重要性について。

<http://inspection.gc.ca/food/sfcr/information-for-media-and-consumers/identifying-risk-early/eng/1528488731216/1528823308415>

- Traceability

トレーサビリティ記録に記載する項目について。トレーサビリティ記録が求められるのは誰か。トレーサビリティが国民にもたらす恩恵について。

<http://inspection.gc.ca/food/sfcr/information-for-media-and-consumers/new-traceability-requirements/eng/1528485562280/1528825068376>

#### ◇ 関連リンク

- ・「カナダ国民のための食品安全規則」を紹介するポータルサイト

<http://inspection.gc.ca/food/sfcr/eng/1512149177555/1512149203296>

- ・「カナダ国民のための食品安全法」および「カナダ国民のための食品安全規則」に関連した日程、予定、時系列を収載したウェブサイト

<http://inspection.gc.ca/food/sfcr/timelines/eng/1528199762125/1528199763186>

## 2. アルバータでの遺伝子組換え除草剤耐性小麦の検出についての CFIA の声明

Statement by the Canadian Food Inspection Agency on the detection of genetically modified herbicide tolerant wheat in Alberta

June 14, 2018

<http://www.inspection.gc.ca/plants/plants-with-novel-traits/general-public/wheat-detection-2018/cfia-statement/eng/1523593477968/1523593478280>

CFIA はアルバータ南部で遺伝子組換え（GM）小麦が見つかったことについて以下の声明を発表した：

CFIA は最近アルバータへの道路で見つけ雑草処理スプレー後に生き残った数本の小麦の検査を完了した。この発見について CFIA が知らされたとき、CFIA の科学者が何故この小麦が生き残ったのかを調べた。CFIA の検査でこの小麦は除草剤耐性で、遺伝子改変されていることを確認した。カナダでは GM 小麦は認可されていないので、CFIA はこの発見について全てのレベルでの関係者と協力して可能な限り完全で正確で信頼できる情報を集めようとした。

厳密な科学的検査により、発見された場所での孤発事例以外に GM 小麦が存在するという根拠はない。さらにヘルスカナダはこの発見が食品安全上のリスクとはならないと結論した。

カナダでは GM 小麦は商用には認可されていないが、同じ遺伝子改変形質はキャノーラ、トウモロコシ、大豆に 20 年以上認可されている。これらの作物についてはこれまでのヘルスカナダと CFIA の安全性評価ではこの形質は公衆衛生、動物の健康、環境にリスクとはならないことを示してきた。

CFIA は土地の所有者と協力して今後 3 年間 GM 小麦が長く存在しないようにこの地域を監視し続ける。信頼できる科学的規制機関として、CFIA はカナダ人と国際コミュニティに対して透明で説明責任を果たすことに関与する。

#### 関連情報

アルバータでの遺伝子組換え除草剤耐性小麦の検出

Detection of genetically modified herbicide-tolerant wheat in Alberta

Date modified: 2018-06-14

<http://www.inspection.gc.ca/plants/plants-with-novel-traits/general-public/wheat-detection>

[ion-2018/eng/1522107927141/1522107927640](http://www.inspection.gc.ca/plants/plants-with-novel-traits/general-public/wheat-detection-2018/eng/1522107927141/1522107927640)

特集ページを公開

<インシデント報告>

<http://www.inspection.gc.ca/plants/plants-with-novel-traits/general-public/wheat-detection-2018/incident-report/eng/1528490127607/1528490159708>

- 2018年1月31日、除草剤耐性小麦について CFIA に報告。
- 2018年2月12日、CFIA の検査機関がサンプルを受け取る。いくつかの DNA 検査実施。
- 2018年2月22日、可能性のある小麦を2社3製品に絞る。会社から情報提供。
- 2018年3月13日、一つに絞る。同時にモンサントと協力して以前に米国で発見された GM 小麦とは違うことを確認。
- 2018年4月8日、MON71200 であると確認。1990年代後半から2000年代初期にカナダと米国でいくつかの野外試験を行っていた。試験の場所は物理的にアルバータから300km以上離れていて試験と関連があるという根拠はない。
- カナダ穀物協会と協力して約450の小麦品種とこの GM 小麦は違うことを DNA フィンガープリンティング法で確認
- 2018年4月26日、各種検体から GM 小麦が検出されていないことを確認。
- 2018年4月6日、CFIA は2段階 PCR ベースの検出法の開発と妥当性評価を完了。
- 2018年5月9日、ヘルスカナダと CFIA によるリスク評価完了

---

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

#### 1. 未登録害虫忌避剤を供給すると後に代償を払うことになる企業に警告

Businesses warned that supplying unregistered insect repellents could come back to bite

12 June 2018

<https://apvma.gov.au/node/31416>

APVMA は、小売店に対し、害虫忌避剤は、APVMA に登録された天然由来製品のみを取り扱うように強く要請している。これは重い罰金を科されたり、消費者が危険に晒されるのを防ぐためである。

規制当局は、安全性や有効性に問題がある害虫忌避剤がオーストラリア全国の商店で販売され、その数を増やしていることに気付いている。未登録の害虫忌避剤を仕入れたり販売することは無責任であり、消費者はそのためにより害虫媒介疾患にかかっていたり、皮膚刺激症状などの副作用悩まされたりする。こうした未登録の製品を供給した場合、最高

157,500 豪ドルの罰金が科せられる。さらに裁判所は最高 150 万豪ドルの罰金を科す場合がある。

植物由来の「天然」害虫忌避剤だからといって、従来の化学物質を基本とした製品より有効であり安全であるということにはならない。安全で有効であるかどうかは、その製品が APVMA の審査を通り、登録されているかどうかだけに依るのである。

APVMA は、対象を絞ったキャンペーンを実施中で、小売業者や卸業者に対し、蚊や蠅の季節になる前に、全ての天然由来害虫忌避剤について、登録されたものかどうかをチェックするよう働きかけている。対象製品には、ローション、リストバンド型製品、ボディースプレー、ろうそく状製品、渦巻き状製品(蚊取り線香)、シート状製品、衣服貼り付け用パッチ、塗布剤などが含まれる。

---

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. *Camellia sinensis* (緑茶)抽出物

安全性助言－肝臓に有害となる潜在的リスク

*Camellia sinensis* (green tea) extract

Safety advisory - potential risk of harm to the liver

5 June 2018

<http://www.tga.gov.au/alert/camellia-sinensis-green-tea-extract>

消費者や医療従事者の方々に、*Camellia sinensis* (緑茶) 抽出物を含む製品により、まれではあるが肝臓障害が引き起こされた症例が生じているので注意喚起する。

*Camellia sinensis* (*C. sinensis*)は、オーストラリアではリスクの低い医薬品に使用が許可されているハーブ原材料である。オーストラリア医薬品登録(ARTG : Australian Register of Therapeutic Goods)リストには、*C. sinensis* を含む医薬品が約 267 件登録されており、それらの大多数が濃縮抽出物としてその成分を含んでいる。これらの製品は、しばしば体重管理支援に用いられったり抗酸化物質の供給源として用いられったりする。

*C. sinensis* 抽出物を含む医薬品は、世界中で数多くの肝毒性の症例を引き起こしており、発生率は低いと考えられるが、予測は不能である。*C. sinensis* を使用している事例の大部分(緑茶を飲料として飲む場合を含む)は害を及ぼすことはありそうになく、従って TGA は、*C. sinensis* 製品のリコールは妥当ではないと判断している。

現段階では、肝障害が生じた理由は良く判っていない。*C. sinensis* を含む製品と肝障害の両方が関連した有害事象の報告が TGA に 20 件寄せられている。これらの事例は 1 例を除き全て、*C. sinensis* の濃縮抽出物を含む製品が関与していた。ほとんどの事例(17 例)は、疑わしい製品が複数であったり、製品が複数の成分を含んでいた。3 例では、疑

わしい製品は1つで、それは *C. sinensis* を唯一の有効成分として含んでいた。

カナダ保健省(Health Canada)と欧州食品安全機関(EFSA)も、*C. sinensis* 抽出物による肝障害のリスクに関し情報を公表している。

TGA は、*C. sinensis* の安全性についての監視を続けるが、消費者や医療従事者には、*C. sinensis* を含む製品に関連した疑わしい事例があれば何でも、特に肝臓に関連する事例は全て TGA に報告して欲しい。

#### ◇消費者向け情報

周囲の誰かが *C. sinensis* (緑茶)を含む製品を摂取しているならば、この問題に注意して欲しい。*C. sinensis* を含む ARTG リストに記載されている製品は、ラベルに表示される成分に *Camellia sinensis* が含まれているはずである。もし、次のような問題が発生したら、*C. sinensis* を含む製品の摂取を止め、できるだけ早く掛かりつけ医に連絡すること：悪心、腹痛、白色便、暗色尿、全身の痒み、白目や皮膚の黄変(黄疸)

## 2. 安全性警告

Solve Botanical Slimming capsules

2 June 2018

<https://www.tga.gov.au/alert/solve-botanical-slimming-capsules>

表示されていないフロセミド、フェノールフタレイン、パラセタモールを含む。

---

## ● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

### 1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2018.5.18~2018.5.24

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=42160>

- 2018.5.25~2018.5.31

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=42270>

- 2018.6.1~2018.6.7

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=42350>

以上、全て基準値 100 Bq/kg を超過した例は無い。

### 2. (報道参考資料) 日本の原発関連事案への食品医薬品安全処の対応および管理動向

- 2018-05-29 輸入検査管理課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=3&seq=42206>

日本政府が宮城県山野生ワラビを出荷制限したのに伴い、宮城県山野生ワラビを5月29日から暫定的に輸入中止する。

暫定輸入中止品目の発表は2011年3月以降44回目。日本産ワラビは、2011年3月以降輸入実績は無い。現在まで日本の原子力発電所事故に起因して暫定的に輸入中止となった農産物は、福島、栃木、茨城、千葉、神奈川、群馬、岩手、宮城、長野、埼玉、青森、山梨、静岡、新潟など14県の葉菜類、葉茎菜類、カブ、タケノコ、キノコ類、ウメ、茶、ユズ、クリ、コメ、キウイ、ワサビ、タラの芽、山菜、五加皮、ゼンマイ、ワラビ、セリ、ソバ、大豆、小豆、ウドなど27品目。今回、27品目に変わりはないが、宮城県に対して輸入中止品目が追加される。

● 2018-06-08 輸入検査管理課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=42349>

日本政府が群馬県産の五加皮とタラの芽を出荷制限したのに伴い、それらの輸入を6月8日から暫定的に中止する。

暫定輸入中止品目の発表は2011年3月以降45回目。日本産の五加皮やタラの芽は、2011年3月以降輸入実績は無い。現在まで日本の原子力発電所事故に起因して暫定的に輸入中止となった農産物27品目に変わりはないが、原産地のうち群馬県に対して輸入中止品目が追加される。

### 3. 産卵鶏農家の卵検査結果、不適合卵の回収・廃棄

2018-05-29 農畜水産物安全課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=4&seq=42194>

夏期(7~8月)に備えて5月10日から卵の検査を強化中のところ、京畿道坡州市の農家の卵から、フィプロニルの代謝産物(フィプロニルスルホン)が基準値を超過して検出され、不適合判定された。全量回収、廃棄、追跡調査などを通じた流通遮断措置を講じている。

### 4. メラミン樹脂のキッチン用品を安全に使用してください!

2018-05-29 添加物包装課/添加物基準課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=4&seq=42197>

メラミン樹脂は、メラミンとホルムアルデヒドを結合して作る固いプラスチックの1種で、滑らかで固い表面の質感と触感が陶磁器と似ている。

国内に流通しているメラミン樹脂器具・容器は、有害物質規格を設定して安全に管理されているが、家庭や飲食店などで使われるとき、高温に直接または繰り返し晒されると亀裂が生じてメラミンとホルムアルデヒドが溶出することがあるため注意が必要。

- ・ メラミン溶出規格: 韓国、欧州 2.5 mg/L 以下
- ・ ホルムアルデヒド溶出規格: 韓国 4 mg/L 以下、欧州 15 mg/L 以下

メラミン樹脂で作られた器具・容器を購入する時は「食品用」を選ぶ。非食品用器具の使

用によって発生する食品安全問題を予防するため、食品用器具表示制度を2015年から段階的に施行(2015年金属製→2016年ゴム製→2017年合成樹脂製→2018年硝子製など7種)。

メラミン樹脂キッチン用品の耐熱温度は大部分が110～120°Cだが、製品ごとに耐熱温度が違うので製品に表示されている注意事項を確認する。オーブンの熱や電子レンジの高周波によってメラミン樹脂が加熱されて破損する恐れがあるので直接熱を加えて料理する用途で使わない。メラミン樹脂は紫外線消毒器など紫外線が強い環境に長期間暴露すると、変色や亀裂が生じるので、紫外線消毒器を使って消毒する時には長期間放置せずに3時間以内で済ませる。メラミン樹脂キッチン用品を洗浄する時はブラシまたは研磨剤で洗浄せずに柔らかいスポンジを使って洗浄するのが望ましい。変色、亀裂、破損がある場合、新しい製品と交換する。

## 5. パール顔料、β-アミラーゼ、カゼインカリウムの新規指定

2018-05-30 添加物基準課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=3&seq=42216>

－「食品添加物の基準及び規格」改正案の行政予告－

暫定的基準・規格を満たすと認められた場合に申請者に限って使用が許可されていたパール顔料、β-アミラーゼ、カゼインカリウムを、すべての食品製造業者が使えるよう、食品添加物に新規指定する。また、ラクターゼなど6品目について、成分規格改訂を行う。パール顔料は、酒類製造において着色料として用いられるようになる。β-アミラーゼは、マルトースシロップ製造において酵素剤として用いられるようになる。カゼインカリウムは、食品製造において乳化剤・安定剤・増粘剤として用いられるようになる。ラクターゼについては、当該酵素を製造する際に使用できる菌株として、安全性が確認された *Bacillus licheniformis* が追加される。蜜蝋、D-ソルビトール、カロチン、L-ヒスチジン、ヒアルロン酸も成分規格改訂を行い、適用基準を明確にした。

## 6. (報道参考資料) 農薬、動物用医薬品の残留許容基準を拡大

2018-06-07 有害物質基準課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=42323>

デルタメトリンなど75種類の農薬とフルララネルなど動物用医薬品2種について、残留許容基準を新設・改正する。改正案の主な内容は、ビシクロピロンなど農薬75種の残留許容基準新設及び改訂、鶏肉・卵における殺虫剤フルララネルの残留許容基準新設、魚類における抗菌剤セフトオフルの残留許容基準新設など。

## 7. 回収措置

### ● 勃起不全治療剤成分が検出された米国産健康機能食品の回収措置

2018-06-08 輸入流通安全課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=42352>

食品業者が輸入・販売した健康機能食品「エナジーキング」(ビタミン C、ナイアシン補充用)製品に、勃起不全治療剤であるタダラフィルが 78 mg/kg 検出(基準:不検出)され、販売中止及び回収措置を行う。

- **ベンゾピレンが基準を超過したエゴマ油、ごま油製品の回収措置**

2018-06-04 食品安全管理課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=42289>

市中に流通中の食用油脂類を回収・検査した結果、3 製品でベンゾピレンが基準(2.0 µg/kg 以下)を超過して検出された。販売中止措置と回収措置が講じられている。

- **食品原料として輸入できない輸入水産副産物で製造した調味干物製品に回収措置**

2018-06-05 食品安全管理課

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=42306>

食品原料として輸入することができないイカの口(輸入水産副産物)を使って製造・加工した「イカ(調味した口)」(食品類型:調味干物)製品が、販売中止とされ、回収措置を行う。

---

- **シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)**

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. **HSA 警告: オンラインで販売されている「Nuvitra」と「Becoli」には禁止薬物と強力な下剤が含まれる**

HSA Alert: 'Nuvitra' and 'Becoli' Sold Online Found to Contain Banned Substance and Potent Laxatives

31 MAY 2018

[http://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News\\_Events/Press\\_Releases/2018/nuvitrabecolislimming.html](http://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News_Events/Press_Releases/2018/nuvitrabecolislimming.html)

Nuvitra にはシブトラミンとセンノシド、Becoli にはシブトラミン、センノシド及びピサコジルが含まれる。製品の写真はリンクの PDF に掲載。

---

- **インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)**

<http://www.fssai.gov.in>

1. **メディアコーナーから**

インドは 2022 年までにトランス脂肪ゼロの目標を達成できるか？

Can India achieve its goal to be a zero trans fats nation by 2022?

[http://www.fssai.gov.in/dam/jcr:0df9c165-bb3f-4a49-9fa4-7d2e480027dd/FSSAI\\_News\\_Trans\\_Fat\\_DownToEarth\\_05\\_06\\_2018.pdf](http://www.fssai.gov.in/dam/jcr:0df9c165-bb3f-4a49-9fa4-7d2e480027dd/FSSAI_News_Trans_Fat_DownToEarth_05_06_2018.pdf)

企業が取り組まなければ達成できない。彼らはトランス脂肪と病気に関連はないという。

インドでは 2022 年までにトランス脂肪をゼロにするという計画を掲げており、国内のトランス脂肪の含量上限が 2013 年に 10%に引き下げられ、2017 年には 5%になった。しかし、それが今どのくらい守られているのかについてのデータを FSSAI はもっていない。そしてトランス脂肪ゼロを達成するために、バナस्पach /ショートニング/マーガリンのトランス脂肪を 2%未満にするという。その道のりは険しいだろう。

食用油製造業者の代表によると WHO の方針に従う必要はない。KD Yadav によるとインドのトランス脂肪摂取量は少ない。バナस्पachの摂取量は 8 ラーク（10 万）トンで、脂肪全体の 220 ラークトンに比べて僅かである。トランス脂肪を減らすと飽和脂肪に代えられるだろう。企業は今後 5 年は 5%のままを希望する。一方、栄養と健康の専門家は、トランス脂肪は直ちに減らすべきだという。

## 2. 中国からのミルクと乳製品の輸入禁止に関する文書

Letter related to Ban on Import of Milk and Milk products from China. (Uploaded on: 14.06.2018)

[http://www.fssai.gov.in/dam/jcr:7798a7b7-a60f-4e66-8ce1-68544b925923/Letter\\_Milk\\_Ban\\_China\\_14\\_06\\_2018.pdf](http://www.fssai.gov.in/dam/jcr:7798a7b7-a60f-4e66-8ce1-68544b925923/Letter_Milk_Ban_China_14_06_2018.pdf)

2008 年 9 月 24 日からミルクと乳製品、2008 年 12 月 1 日からはミルクを使ったチョコレートや菓子に拡大して輸入禁止として、これまで何度も継続されてきた。直近の延長期限が 2018 年 6 月 23 日までだったため、6 月 11 日の会合で議論し、さらに 6 か月輸入禁止を延長することにした。

---

### ● その他

#### 食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- 台湾行政院農業委員会、マラカイトグリーンを動物への使用禁止薬物とする旨公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04950370364>
- ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁（BVL）、卵及び鶏肉中のフィプロニル検査の最新の結果を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04950380316>

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、サプリメント(商品名 Nutrilin)の摂取によってアレルギー症状を発症した患者に関する意見書を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu04950670475>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、市販の茶葉から放射性物質が検出されたとのメディア報道を受け説明文書を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu04950760493>
- スイス連邦食品安全獣医局(BLV)、健康的で美味しい食品摂取のための新たな行動計画を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu04950780505>
- ドイツ連邦食糧農業省(BMEL)、プラスチック廃棄物削減のための技術革新に関して情報提供  
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu04950840506>
- ノルウェー国立獣医学研究所(NVI)、技術革新を活用した食品安全に関するプロジェクトに関して情報提供  
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu04950850184>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、輸入食品の検査で不合格となった食品等(2018年5月分)を公表  
<http://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/show/syu04950890493>

以上

---

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室